


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市障害者地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する訓令				
	について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市障害者地域生活支援事業規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市障害者地域生活支援事業規則の改正により、日常生活用具の紙おむつの対象者の規定が改正されたことに伴い、要綱で定める申請書に添付する書類に係る部分の表記を改めるものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 第2条第2項第10号の紙おむつの申請をする際に添付する書類に係る部分の表記を規則の表記と同様にする。</p> <p>(3) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 日常生活用具の給付を適切に行うことができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>要綱の案文については、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。